**解散公告（第一回）**

当法人は、社員総会の決議により平成二十四年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

佐賀県武雄市武雄町大字永島一三二四九番地四　医療法人酒井眼科医院

清算人　酒井　忠

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年十二月十五日開催の社員総会の決議により平成二十四年十二月十五日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

佐賀県佐賀市末広二丁目四番四六号　社団法人佐賀県経営コンサルタント協会

代表清算人　古賀常次郎

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十四年十二月十一日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二　桶川市坂田東特定土地区画整理組合

代表清算人　野本　泰男

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年十月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

石川県金沢市湊一丁目七九番地　社団法人石川県木材市場連盟

代表清算人　折高　啓一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年十二月十三日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

三重県伊勢市上野町一二一五番地の一　伊勢南部土地改良区

代表清算人　久保　文英

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年十一月二十一日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

和歌山県田辺市本宮町伏拝二二五番地　財団法人伏拝保郷会

代表清算人　松本　平男

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年八月十六日開催の理事会及び平成二十四年八月二十一日開催の評議員会の決議により平成二十四年十一月二日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

福岡市東区香住ヶ丘一丁目一番一号　学校法人筑紫海学園

清算人　上村　元子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年八月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

東京都杉並区善福寺四丁目二一番一号　社団法人善福寺風致協会

代表清算人　本橋　又蔵

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十四年十一月二十七日三重県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

三重県松阪市豊原町一〇四三番地一　松阪花岡土地区画整理組合

清算人代表　山本　弘

**配当公告**

北海道岩見沢市大和三条六丁目三〇番地　破産者　丸京青果株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所岩見沢支部平成二十四年（フ）第十七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七六、七一七、五三九円

一、配当をすることができる金額

金一五、八二四、四三九円

平成二十四年十二月二十六日

札幌市中央区北大通西九丁目キタコーセンタービルディング二階　破産管財人　坂口　唯彦

**配当公告**

三重県松阪市駅部田町一〇五七番地の一　破産者　有限会社丸兼石材

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十四年（フ）第五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三二九、八九二、五七二円

一、配当することのできる金額

金一四、三〇九、八〇二円

平成二十四年十二月二十六日

三重県津市丸之内養正町四ー一　森永三重ビル二階　破産管財人　室木　徹亮

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道旭川市永山十条十丁目一〇九番地三六、最後の住所旭川市永山十条十丁目一番一一号　被相続人　亡　佐々木久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

北海道砂川市西一条北三丁目一番一七号　相続財産管理人　畠山かおる

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県松戸市古ケ崎二丁目三一四七番地二、最後の住所東京都葛飾区西亀有三丁目六番一三ー二〇七号グリーンプラザ西亀有　被相続人　亡　南雲　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

事務所東京都中央区八丁堀四丁目九番四号　東京ＳＴビル四階響法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金　建龍

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都台東区根岸四丁目五八番地、最後の住所東京都北区堀船二丁目一九番三ー三〇四号ライオンズマンション王子第五　被相続人　亡　名古屋裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

事務所東京都世田谷区代沢五ー一八ー五　相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県綾瀬市上土棚中五丁目一四番、最後の住所神奈川県綾瀬市上土棚中五丁目一四番一一号　被相続人　亡　鈴木　雅博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十六日

横浜市中区南仲通三ー二六　カーニープレイス横浜関内七階　相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平